

全建事発第 118 号
平成 31 年 2 月 14 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近 藤 晴 貞
〔 公 印 省 略 〕

公共工事の円滑な施工確保について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記につきましては、平成 31 年 2 月 7 日に成立した平成 30 年度第 2 次補正予算を含めた今後の予算執行にあたり、各地方公共団体においても、公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成とともに、地域企業の活用にも配慮しつつ、早期かつ円滑な執行が図られるよう、国土交通省及び総務省から各地方公共団体に対して、別紙 1 のとおり要請がなされています。

併せて、建設業の適正な労働環境を確保するため、昨年 7 月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を踏まえ、工事の発注や契約締結後の工期の変更に当たって、やむを得ない事由が発生し、年度内のみでは適正な工期を確保することができないと見込まれる場合に、適切に繰越手続を活用して適正な工期を確保するよう、国土交通省及び総務省から各地方公共団体に対して、別紙 2 のとおり要請がなされています。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・別紙 1 「公共工事の円滑な施工確保について」
- ・別紙 2 「速やかな繰越手続きの徹底による建設業の適正な労働環境の確保について」

(担当) 事業部 木下

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp